

2025年1月
ソフトバンク株式会社

モバイル端末レンタルサービス条項改定のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、弊社が定めるモバイル端末レンタルサービス条項の一部を2025年2月19日に改定し、同日付で実施いたします。

何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

改定される条文については、以下をご覧ください。

- ・ 改定日:2025年2月19日
- ・ 改定内容:
 1. レンタルサービス契約解約時の書面による通知を削除
 2. 各種レンタル保守パックの適用条件として、当社が指定する修理方法に限定し、それ以外の方法にて修理を行った場合は、サービス適用対象外となる旨の従前からの運用を明記
※全てのモバイル端末が対象となります。
- ・ 改定される条項:
 - ・モバイル端末レンタルサービス条項
 - ・モバイル端末(中古)レンタルサービス条項
- ・ 改定される条文:
 17. (1)「書面にて」文言削除
 31. 「解約申込書」文言削除別紙1～4 1(5)、3(3)追加
※モバイル端末(中古)レンタルサービス条項については、17、31の文言削除のみとなります。

<お問合せ先>

本件に関するお問い合わせにつきましては、弊社営業担当までお願い致します。

以上